

加古川市上下水道局中間検査等実施要領

令和6年3月25日

管理者決定

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市上下水道局が実施する中間検査（加古川市上下水道局工事検査要領第3条第4号に規定する検査）の方法及び内容に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 低入札基準価格 加古川市上下水道局建設工事の入札における最低制限価格制度事務取扱要綱第4条の規定により、算定された額をいう。
- (2) 低入札工事 低入札基準価格を下回った価格で請負契約を締結した工事をいう。
- (3) 低入札中間検査 低入札工事の施工途中において、実施する中間検査をいう。
- (4) 低入札机上検査 低入札中間検査のうち、現場への臨場を行わない机上での検査をいう。
- (5) 中間確認検査 施工上の事由により、施工状況を確認する中間検査をいう。
- (6) 監督員 加古川市上下水道局工事監督要領第2条第1号に規定する職員をいう。
- (7) 検査員 加古川市上下水道局工事検査要領第2条第1号に規定する職員をいう。

(低入札中間検査)

第3条 低入札中間検査は、工事の進捗率が3割程度の時期において実施することとし、技術的な審査を行うものとする。

2 低入札工事は原則低入札中間検査を実施するものとするが、次の各号のいずれかに該当するときは、低入札机上検査に替えることができる。

- (1) 過去5年度において、工事検査担当が検査又は検査を委任した工事（加古川市発注の工事を含む。）のうち、受注者が施工した土木一式工事、建築一式工事、管工事、舗装工事、電気工事の業種別工事成績評定点の平均点が、同業種全体の平均点以上の場合
- (2) 現場条件等により低入札中間検査を行う必要がないと検査員が判断する工事

3 前項第1号の規定は、市内業者に適用するものとし、それぞれの業種全体の平均点についても市内業者の工事成績評定点で算定するものとする。

(低入札机上検査)

第4条 低入札机上検査は、当初提出の施工計画書及び施工体制台帳等の内容、その他検査員の求める資料を審査し、現場代理人及び主任技術者等の臨席により、机上で検査するものとする。

2 検査員は事前審査の内容が良好であれば、机上検査を省略することができる。

(中間確認検査)

第5条 中間確認検査は、次の各号のいずれかに該当する場合に、監督員からの依頼により実施するものとする。

- (1) 完成引渡しの以前に一般に供用する一部または全部を確認する場合
- (2) 完成検査時の確認では、施工済みの構造物等に手戻りが生じる可能性がある場合

(工事成績評定)

第6条 低入札中間検査を実施した場合は、加古川市上下水道局工事成績評定実施要領に基づき工

事成績評定を行うものとする。

- 2 低入札机上検査及び中間確認検査を実施した場合は、工事成績評定を省略する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による規定は、令和6年4月1日以後に契約を締結した工事について適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。